

京都市地域改善対策奨学金貸与規則を廃止する規則附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧京都市地域改善対策奨学金貸与規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第144号

京都市地域改善対策奨学金貸与規則を廃止する規則附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧京都市地域改善対策奨学金貸与規則の一部を改正する規則

京都市地域改善対策奨学金貸与規則を廃止する規則附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧京都市地域改善対策奨学金貸与規則の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「年5パーセント（当該返還すべき日の翌日）」を「当該返還すべき日の翌日における法定利率（同日）に、「年2.5パーセント）の割合」を「その2分の1の利率）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の旧京都市地域改善対策奨学金貸与規則の規定は、奨学金を返還すべき日の翌日（以下「適用日」という。）がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後である場合について適用し、適用日が施行日前である場合については、なお従前の例による。

（文化市民局共生社会推進室）